

農業制度資金一覽

(生産者支援課 平成30年4月1日時点)

資金種別	創設	利用原資	償還期間 (据置期間)	基準金利	貸付利率	補給率	負担割合	補助等	実施期間	計算期間	取扱窓	申請者	審査機関	融資枠 (平30)	目的 {主な使途}
青年等就農資金 (旧就農施設等資金)	平26	公庫資金	12 (5)		無利子		-	-	終期なし	-	公庫 信連	認定新規就農者	-	-	認定新規就農者が農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要な資金 融資率100% 貸付限度額: 3,700万円(特認1億円)
農業近代化資金 (農業近代化資金助成法)	昭36	農協系資金 銀行系資金	7~20 (2~7)	農協個人 1.60% " 共同 1.60% 信連 1.00%	(一般) 0.30%	1.30% 1.30% 0.70%	県10/10	補給義務	終期なし	1/1-6/30, 7/1-12/31 2期	農協等	農協等	農林事務所, 本庁	60億 (60)	農業者等の農業経営の近代化に必要な資金 融資率80% 貸付限度額個人: 18百万円(知事特認 200百万円) 法人: 200百万円 農協: 1,500百万円
	(認定農業者の特例)	平14	農業近代化 資金上乘せ	15 (2~7)	個人 1.60%	0.25% 財融で変動	1.30%	国10/10	助成	終期なし	-	農協等	農協等	市町	-
農業経営基盤強化資金 [スーパーL資金] (農業経営基盤強化促進法)	平6	公庫資金	25 (10)		0.25% 財融で変動	-		助成	終期なし	6/1-5/31 1期	農協等	市町	市町	-	認定農業者の農業経営改善計画達成に必要な長期資金 {農業施設整備、農機具購入、農地取得、負債整理} 融資率100% 貸付限度額個人: 3億円 法人: 10億円 * H24年度以降、新規借り入れに対する地方自治体の負担はなくなったため、県の負担はH23年度以前の貸付に対する利子補給のみ
農業経営改善促進資金 [スーパーS資金]	平6	基金協会が 資金を金融 機関から調達 + 県貸付金	1年以内	基金協会へ 無利子貸付	1.50% 財融で変動	-	県 1/6 (国は基金 協会に利子 助成)	原資支出義務	終期なし	4/1-3/31	農協等	基金協会	市町	0.1億 (0.1)	認定農業者の農業経営改善計画達成に必要な短期運転資金 {種苗代、肥料・農薬代、雇用労賃、消耗品等の購入費} 上限額 個人 5百万円 法人20百万円(施設園芸、畜産はその4倍)
農業経営負担軽減支援 資金	平13	農協系資金 銀行系資金	15 (3)	1.60%	0.30% 財融で変動	1.30%	県10/10	補給義務		1/1-12/31 1期	農協等	農協等	市町	1.5億 (1.5)	営農負債の借換えに必要な資金(貸付利率5%以下の制度資金は対象外) 農業経営改善推進計画の承認を受けた農業者
特定農産加工資金 (特定農産加工臨時措置法)	平1	公庫資金	10 (3)	-	0.45% 2.7億円以下の場合	-	-	-	終期なし	-	公庫 信連	企業等	-	-	農産物輸入自由化関連の特定農産加工業者が新商品の開発等に必要な資金 {施設整備、機械の取得、試験研究費} 融資率80%
中山間地域活性化資金 (加工流通施設整備)	平2	公庫資金	15 (3)	-	0.50% 2.7億円以下の場合	-	-	-	終期なし	-	公庫 信連	企業等	-	-	中山間地域の農産物を利用した製造・加工の事業に必要な資金 {施設整備、機械の取得、試験研究費} 融資率80%

- * 農業改良資金は、農業改良資金融通法の施行に伴い、平成22年10月1日より貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に移管された(県は、貸付資格(農業改良措置に関する計画)の認定を引き続き行う)。
- * 青年等就農資金は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町から青年等就農計画の認定を受けた認定就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫資金から貸し付けられるが、この場合、県は意見書の提出を行う。
- * 財融とは財政融資資金のことであり、平成13年4月2日以降はこれまでの財政投融資に替わって、この利率で変動することとなった。
- * 印は、「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた(位置づけられることが確実な場合を含む)認定農業者に対しては、貸付当初5年間は実質無利子(全額国庫負担)。
- * 印は償還期限10年の場合の金利、 印は償還期限15年の場合の金利

天災資金 (天災に関する暫定措置法)	昭35	農協系資金	3~7 (-)		災害発生時毎に創設 創設時に貸付金利設定 H3.9...3.0% 5.0% 6.0%		国 1/2 市 1/2	補給義務	災害発生 時創設	1/1-6/30, 7/1-12/31 2期	農協等	市町	本庁	-	災害資金 農業経営費 3.0%以内資金 負担割合65/100 県市17.5/100 5.5%・6.5% " " " 50/100 " 25/100 貸付限度額個人: 2百万円 法人: 20百万円
天災県単上乘せ資金	平14	農協系資金	3~7 (-)		H5.5-9 ...1.5% 3.5% 4.0% H6.5-10 ...3.0% 3.95% 4.75%		県 1/2 市 1/2	補給	災害発生 時創設	1/1-12/31 1期	農協等	市町	農林事務所	県上 乗せ 分 0.5億	災害資金 農業経営費
公庫県単上乘せ資金 {災害資金}	平14	公庫資金	10 (3)		基準金利 天災資金上乘せ...近代化資金		県 1/2 市 1/2	助成	災害発生 時創設	1/1-12/31 1期	農協等	農業者	農林事務所		災害資金 農業経営費 収入減補填費 貸付限度額 3百万円
県単災害資金	平14	農協系資金	7 (3)		公庫資金上乘せ...農林漁業e-ファイナンス資金 県単災害資金...近代化・信連		県 1/2 市 1/2	補給	災害発生 時創設	1/1-12/31 1期	農協等	市町	農林事務所		災害資金 農業経営費 収入減補填費 施設復旧費 償還金 貸付限度額 個人: 12百万円 法人24百万円 (農業経営費・収入減補填費は個人2百万円、法人4百万円)

注: 補助等欄の「補給」とは、融資機関への利子補給、「助成」とは、農業者等への直接助成。「義務」と記載しているものは県・市町・融資機関等の負担が条件となっているもの。

主な農業制度資金一覧(H30年4月1日現在)

※金利の欄には、平成30年4月1日時点の利率を記載しています。
 ※基金協会保証・・・農業近代化資金、農業改良資金等の殆どの特定資金にあつては、個人1,800万円、法人3,600万円(いずれも認定農業者の場合)まで無担保・無保証人で保証(原則として、融資対象物件以外の担保や同一経営の範囲内の保証人以外の保証人(第三者保証人)を徴求しない保証)を行っています。詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

資金名	対象者	資金使途	貸付限度額	融資率	償還期間 (据置期限)	貸付 金利	補助残 融資	融資機関	担保・保証人	基金協会 保証利用
(原資： 農業近代化 資金 融資機関)	・認定農業者	1号 農舎、畜舎、農機具等 2号 果樹等の植栽・育成	【個人】 1,800万円 (特認) 2億円	上限1,800万円 事業費の範囲内	原則15年以内 うち据置期間7年以内	0.30% (認定 農業者 0.20% ~ 0.25%)	可	農協 民間金融機 関	融資機関の 判断による。	可
	・認定新規就農者	3号 家畜の購入・育成 4号 小土地改良、造成 5号 長期運転資金	【法人】 2億円	事業費の8割以内	原則17年以内 うち据置期間5年以内					
	・農業所得が過半又は粗収益200万円以上 などの要件を全て満たす農業者 ・集落営農組織 ・農業参入法人等	6号 水道施設等(共同対象) 7号 大臣特認(給排水施設等) 8号 知事特認			原則15年以内 うち据置期間3年以内					
(原資： 日本政策 金融公 庫)	・農業所得が過半又は粗収益200万円以上 などの要件を全て満たす農業者 (法人にあつては農業売上高1,000万円以上) ・集落営農組織 ・農業参入法人等 ・認定新規就農者 ・60歳以上個人の場合は、後継者が現に 主として農業に従事しており、将来においても それが見込まれること	【前向き投資】 ・農地の取得、改良、造成 ・施設、機械 ・家畜・果樹等の改植費用、育成費 ・利用料の一括支払い(権利金等)	3つの資金使途の 合計限度額	負担額の80% ※「農地等又は未墾地 の取得」借入額1,000 万円以内負担額の 100%	25年以内うち据置期間3年以内 ※「農地等又は未墾地の取得」 借入額1,000万円以内据置期間5 年以内 ※「果樹の新植、改植又は育成」 償還期間10年以内	0.30%	可	農協	融資機関の 判断による。	可
		【償還負担の軽減(再建整備)】 ・農地や施設取得等で生じた 負債整理に必要な資金	【個人・農業参入法人】 1億5,000万円 【法人・集落営農組織】 5億円	経営改善計画期間中 (5年間)の既往借入 金の返済額	25年以内 うち据置期間3年以内			信連		不可
		【償還負担の軽減(償還円滑化)】 ・既往借入金等(制度資金などの) 負債整理に必要な資金に係る 支払の負担軽減	【個人】1,000万円 (特認:1,750万円) 特定:2,500万円) 【法人】4,000万円	農地や施設取得等で 生じた負債額				公庫		不可
(原資： 日本政策 金融公 庫)	・認定農業者 (農業経営改善計画を作成して市町村長の 認定を受けた個人・法人)	・農地の取得、改良、造成 ・施設、機械 ・家畜・果樹等の改植費用、育成費 ・規模拡大や設備投資などの経営費 ・個人が法人に参加するための出資金	【個人】3億円 (特認6億円) 【法人】10億円 (特認20億円)	負担額の100%	25年以内 うち据置期間10年以内	0.20~ 0.30% (一部 無利 子あ り。た だし負 債整 理除 く)	可	農協	融資機関の 判断による。	可
		・負債の整理(制度資金は除く)など 経営の安定化	【個人】6,000万円 (特認1億2,000万円) 【法人】2億円 (特認4億円)					信連		不可
			・短期運転資金 (種苗、農薬、肥料代等)					【個人】 一般経営 500万円 畜産経営・施設園芸経営 2,000万円 【法人】 一般経営 2,000万円 畜産経営・施設園芸経営 8,000万円		1年以内 ただし、計画期間中は、 有効に決定される極度額 等の範囲内で借換え可

資金名	対象者	資金使途	貸付限度額	融資率	償還期間 (据置期限)	金利	補助残 融資	融資機関	担保・保証人	基金協会 保証利用	
日本政策金融公庫 青年等就農資金 (原資)	・認定新規就農者	・施設・機械 ・家畜の購入費、果改植費、育成費 ・借地料などの一括支払 ※農地の取得費用は対象外 ・経営開始に伴って必要となる 資材費	3,700万円 (特認1億円)	負担額の100%	12年以内 うち据置期間5年以内	無利子	可 ※ただし、 融資補助 以外の 国庫 補助は 不可	農協	融資機関の 判断による。	可	
								信連			実質的な無担保・無保証人制度 (担保:原則として、融資対象物件のみ) (保証人:原則として個人の場合は不要、 法人の場合で必要な場合は代表者のみ)
								公庫			
日本政策金融公庫 農業改良資金 (原資)	1、エコファーマー 2、農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等 3、農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 4、米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等 5、六次産業化法の認定を受けた農業者等	・農業生産用の施設・機械 ・家畜の購入費、新植・改植費等 ・農地の利用権、機械の賃借料などの 一括支払 ※農地等の取得費用は対象外 ・品種の転換や特別の費用 ・需要を開拓するための調査費用、 通信・情報処理機材の取得費 ・農業改良措置の導入に必要な 資材費、雇用労賃などの初次的な 経営費	【個人】 5,000万円 【法人・団体】 1億5,000万円	負担額の100%	12年以内 うち据置期間3年以内 (※) ※ただし、次のいずれかに該 当する場合は据置期間5年 以内 1.振興山村、過疎地域、中山 間地域などの特定の地域で 事業を実施する場合 2.対象者の2、5のいずれかに 該当する場合	無利子	可 ※ただし、 融資補助 以外の 国庫 補助は 不可	農協	融資機関の 判断による。	可	
								信連		不可	
								公庫		不可	
日本政策金融公庫 セーフティネット資金 (原資)	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・その他 (個人)農業所得が総所得の過半を占める、 または農業粗収益が200万円以上の方 (法人)農業売上高が総売上高の過半を占める、 または農業売上高が1,000万円以上の法人	・災害(台風、冷害、干ばつ、土砂 崩壊、地震、雪害等)の被害 ・行政指導(BSEや鳥インフルエ ンザ等の発生に伴う畜産物の 移動制限) ・社会的又は経済的環境の変化 による経営状況の悪化	一般600万円 (簿記記帳を行っており特に 必要と認められる場合) 年間経営費等の3/12以内 又は粗収益の3/12の いずれか低い額	負担額の100%	10年以内 うち据置期間3年以内	0.20%	可	信連	融資機関の 判断による。	不可	
								公庫		不可	
(原資) 農業経営負担軽減 支援資金 融資機関	・農業所得(法人:売上高)が総所得の過半を占めて いる、経営改善計画書を作成し、その確実な実行 と本資金の確実な償還が見込まれる、現に約定 償還金(元利)の一部の返済が可能である等の要 件を満たした個人、法人等	営農負債(制度資金を除く)の借換 え	営農負債の残高	負担額の100%	10年以内 うち据置期間3年以内 ※ただし、既往債務の 年間償還額等から みて、償還期限を 10年とした場合に は農業経営改善計画 の達成が極めて困難と認め られることなど、 特に必要があると 認められる場合は、 償還期限は15年以内	0.30%	—	農協	融資機関の 判断による。	可	

※金利の欄には、平成30年3月19日時点の利率を記載しています。

※基金協会保証・・・農業近代化資金、農業改良資金等の殆どの特定資金にあつては、個人1,800万円、法人3,600万円(いずれも認定農業者の場合)まで無担保・無保証人で保証(原則として、融資対象物件以外の担保や
同一経営の範囲内の保証人以外の保証人(第三者保証人)を徴求しない保証)を行っています。詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

注)一部の資金については、記載の内容以外に特例・例外規定が設けられているものもありますので、要綱・要領等をご確認ください。

ご意見等ありましたら、佐賀県庁生産者支援課までご連絡ください。